



島根県報

令和4年9月16日（金）

号外 第 106 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲

（水 産 課） 2

告 示

島根県告示第631号

令和4年島根県内水面漁場管理委員会指示第4-2号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（令和4年島根県告示第237号）は、廃止する。

令和4年9月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム及び千本ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）